

武蔵野市保育料審議会の運営について（案）

1 会議の公開について

審議会は原則として公開とします。ただし、会議を非公開とする審議会の議決があったときは、この限りではありません。

※ 会議傍聴は、第2回以降、先着制とし、定員は、原則20人以内とします。

※ 会議の開催予定は、ホームページ等市の広報媒体により周知します。

2 会議録について

会議要録（事務局で作成した案を委員の方に校正していただき完成させたもの）を作成します。発言者は委員及び事務局発言かがわかるような公開とし（委員○・事務局■）、氏名公表はいたしません。

※ 原則、次回委員会冒頭時に会議要録の承認を受け、その後速やかにホームページ等により公開を行います。

3 会議資料の公開について

会議で配布した資料については、原則、会議録公開と併せて、ホームページ等により公開します。

4 会議の時間について

会議の時間については、午後7時から開始し、原則として2時間以内とします。ただし、委員の合意を得て、延長することができます。

5 会議の日程・場所について

会議の開催は、原則、平日夜間に行い、第2回以降の開催日を第1回の中で決定します。

会議の開催場所については、市役所の会議室で開催します。

6 答申のとりまとめについて

審議会の審議は3回とします。ただし、諮問内容について協議が必要と委員が合意した場合、さらに追加して審議を行うものとします。審議は12月28日をもって終局するものとし、答申における細かい字句の訂正については、正副会長に一任するものとします。